

第五十二回帝國議會
衆議院

商工會議所法案委員會會議錄(筆記)第一回

付託議案
商工會議所法案(政府提出、貴族院送付)

委員會成立

本委員ハ昭和二年三月十七日(木曜日)議長ノ指名ヲ以テ左ノ通選定セラレタリ

西 英太郎君 阿由葉勝作君

工藤 鐵男君 荒井 建三君

信太儀右衛門君 村松 甚藏君

中島 守利君 木暮武太夫君

廣瀬 爲久君 倉元 要一君

岡田 忠彦君 吉津 度君

嶋居 哲君 本多貞次郎君

永井 作次君 加藤鐵五郎君

沼田嘉一郎君 坂東幸太郎君

同月十八日(金曜日)午後一時二十五分
委員長理事互選ノ爲委員參集ス其ノ氏名左ノ如シ

西 英太郎君 阿由葉勝作君

工藤 鐵男君 荒井 建三君

信太儀右衛門君 中島 守利君

倉元 要一君 吉津 度君

本多貞次郎君 永井 作次君

沼田嘉一郎君 坂東幸太郎君

年長者本多貞次郎君投票管理者ト爲ル
○本多投票管理者ハ委員長及理事ノ互選ヲ行フヘキ旨ヲ宣告ス

○荒井委員ハ投票ヲ用キス西英太郎君

ヲ委員長ニ、阿由葉勝作君、倉元 要一君、沼田嘉一郎君ヲ理事ニ推薦スヘシ

トノ意見ヲ提出ス

○本多投票管理者ハ荒井君ノ意見ニ異議ナキヲ認メ西英太郎君ニ委員長ニ、阿由葉勝作君、倉元 要一君、沼田嘉一郎君ハ理事ニ當選シタル旨ヲ宣告ス

〔西英太郎君委員長席ニ著ク〕

○西委員長ハ引續キ會議ヲ開クヘキ旨ヲ宣告ス

〔以下速記〕

會議

昭和二年三月十八日(金曜日)午後一時二十八分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 西 英太郎君

理事 阿由葉勝作君

理事 倉元 要一君

理事 沼田嘉一郎君

工藤 鐵男君 荒井 建三君

信太儀右衛門君 中島 守利君

吉津 度君 本多貞次郎君

永井 作次君 坂東幸太郎君

出席政府委員左ノ如シ

商工參事官 野村 嘉六君

商工書記官 吉野 信次君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

商工會議所法案(政府提出、貴族院送付)

○西委員長 ソレデハ只今ヨリ開會致シマス、一寸御諮リ致シマスガ、此提案

ノ趣旨ハ本會議ニ於テ御説明ガアリマシタノデアリマスガ、尙又此席デモ御説明ガアル方ガ宜カラウカトモ思ヒマスガ、如何デスカ

○倉元委員 私ハ今回ノ改正ノ要點トデモ申シマスガ、舊法ト對照シタ綱要ヲ、從來ノ商業會議所法デハ斯ウ云フ

風ニ缺陷ガアッタ、爲ニ商業會議所トシテノ機能ヲ發揮スル上ニ甚ダ不便不利ヲ感ジタノデアアル、ダカラ今回ハ時勢

ノ進運ト伴ッテ、商工會議所ト名前ヲ改メタ如ク、工業ノ發達シタ今日デハ商業ト云フ名前モ相應シクナイシ、其内

容モサウ云フヤウニ改善スル機運ガ向イテ居ルト當局ハ考ヘタカラ、舊商業

會議所法ト對比シテ攻究シタ、結果斯ウ云フ點ニ運用スル上カラモ、實質ノ

上カラモ、其機能ヲ發揮スル上ニ於テ不便ヲ感ジタカラ、斯ウ云フ所ヲ主ト

シテヤッタト云フ主タル眼目ハ斯ウデアルト云フ要點ダケヲ、搔摘ンデ簡單

ニ御説明ヲ煩ス方ガ宜カラウト存ジマス

○野村政府委員 只今倉元君ノ御請求ニナリマシタ現行ノ商業會議所法ヲ改正致シマシテ商工會議所ト致シマシタ

總テノ點ニ對シ、サウシテ其中デ改正ヲシナケレバナラヌト云フ主要ナル點

ニ對シテ、説明ヲ御求ニナリマシタ、仍

テ其主要ナリト存ジタ點ヲ茲ニ申上ゲタイノデアリマス、第一ニハ今回從來

ノ商業會議所ヲ商工會議所ト改メタノデアリマス、是ハ名實ニ副フ意味カラ

改メタノデアリマス、申スマデモアリマセヌガ、今日マデノ商業會議所ハ商

人ニ對スル自治ノ機關デアルト同時ニ、工業者ニ對スル自治ノ機關デア

ルデアリマス、之ヲ商業會議所トシテ其自治ノ機關ニ對シテ取扱ヲシテ來ッ

テ居ルノデアリマス、所ガ其實質タルヤ、矢張商業ト工業ト相合シテ其内容

ヲ爲シテ居ルノデアリマスカラ、寧ロ實質ニ添ウテ名ヲ選ンダ方ガ、名稱ヲ商

一致スル譯デアリマスカラ、名稱ヲ商工會議所ト改正シタノデアリマス、第

二ニハ此商工會議所ノ管轄區域ト申シマスガ、其關係スル區域ハ、從來ハ市

町村又ハ町ト町村、斯ウ云フ風ニ規定シテアッタノデアリマスガ、今回ハ更

ニ町ノミニテモ獨立ノ地區ト爲スノ規定ヲ設ケタノデアリマス、是ハ町ニ致

シマシテモ其町ノ經濟狀態、商工業ノ發達狀態ガ、優ニ商工會議所ヲ設ケテ、

商工業發達ノ指導助長ノ任ニ堪フル箇所ガアルト當局ハ認メマシタカラ、新

ニ町ノミデモ獨立ノ地區ト爲スコトヲ此法案ニ於テ設ケタ次第デアルノデア

リマス、ソレカラ第三ニハ從來ノ議員

ノ外ニ、更ニ地區内ノ重要業種別代表議員ヲ新設致シタノデアリマス、是ハ最モ著シイ改正ニ屬スルノデアリマス、ト申シマスノハ從來ハ營業稅ヲ納メテ居ル人カラ選バレタ議員ガ、商業會議所ヲ組織シテ居リマシタガ、今度ハ其地方ニ依テ重要ノ業務ニ對シテ、其團體其勢力ノ中カラ、其業務ノ即チ營業ノ意思ヲ表示スル爲ニ、新シク議員ヲ出スト云フ規定ヲ設ケタノデアリマス、例ヘテ云ヒマス、甲ノ地方デ酒ガ非常ニ賣レテ、サウシテ其處ニ酒造家ガ非常ニ多イ、サウ致シマス、其酒造家カラ酒造業者ノ其意思ヲ表示スル爲、其利害ヲ發表スル爲ニ其業種別ノ中カラ議員ヲ出スコトニ致シタノデアリマス、又地方ニ依リマシテハ、賣藥ノ業務ガ非常ニ盛ンデ、其地方ノ商業其他ノ繁賑ヲ來シテ居ルノハ、是等ノ盛ンナ業務ノ結果トデモ見ルヤウナ地方ニ於キマシテハ、其業種別カラ議員ヲ出スコトニ致シタ次第デアリマス、是ハ最モ著シイ改正デアリマシテ、結局商工會議所ハ其地方ノ商工業者ノ利益ヲ代表シ、其意思表示ヲ爲ス必要上カラ斯ク致シタヤウナ次第アルノデアリマス、今日マデノ商業會議所法ノ選舉被選舉資格ハ、人頭割ニ依テ選舉權被選舉權ヲ認メテ居リマシタガ、此點ヲ廢止シタノデアリマス、即チ具體的ニ申シマス、今日法人ノ會社ガ營業シテ居ル時ニハ、法人ノ會社カラ法人

ヲ代表シテサウシテ選舉權並被選舉權ヲ有シテ居ルノデアリマス、此法人ヲ代表シテ選舉權被選舉權ヲ有スル以上ハ、是デ法人ノ利害共ニ代表サレテ居ルノデアリマス、所ガ現行ノ商業會議所法ニ於キマシテハ、尙ホ此上ニ其法人即チ會社ノ重役ニモ選舉權被選舉權ヲ與ヘテ居ルノデアリマス、私ハ重役ハ法人ノ業務ヲ執行スル一ツノ機關ナリト思フ、法人ニ與ヘ更ニ其業務ヲ執行スル機關ニ與ヘルコトハ、理論ノ上ニ於テ矛盾ヲ來シテ居ルト思フノデアリマス、況ヤ其業務ヲ執行スル重役ハ、孰レノ點ヲ以テ資格ヲ得ルカト申シマス、業務執行者ナルガ故、且ツ所得稅ヲ納メテ居ルト云フ一ツノ條件ガアリマルモ、併シ他ノ單獨所得稅ヲ納メテ居ルモノニ對シテハ、選舉權ハナイ、被選舉權モナイ、人ノ會社ノ重役ナルガ故ニ選舉權被選舉權ヲ得ルト云フコトハ、他ノ單獨所得稅ヲ納メテ居ル人ニ對シテモ、公平ヲ失スルト云フ人ガアルノデアリマス、故ニ今回ハ之ヲ廢止シタヤウナ次第デアリマス、第五ニハ特別議員ノ制度ヲ廢シ、之ニ代ユルニ顧問ノ制度ヲ設ケタノデアリマス、特別議員ノ制度ヲ廢シマシタノハ、今日マデ何年間ト云フ長イ間議員ニナツテ居タ人、或ハ學識經驗アル人ヲ網羅シテ、特別議員ニ推薦シテ居タノデアルガ、長イ間商業會議所ノ議員トシテ功勞アル人、又ハ其地方ニ於テ信用ノアル經驗

ナル人ヲ特別議員トシテ總會ニ參加セシムルヨリハ、寧ロ是等ノ先覺者、是等ノ信用アル人ノ意見ヲ徵シテ、圓滿ニ商工會議所ノ機能ヲ發揮セシムル方ガ、機宜ニ適シタ處置ナリト斯ウ考ヘタノデアリマス、總會毎ニ來テ戴クヨリハ、此方ガ當時意見ヲ聽クコトヲ得テ、却ッテ宜シイカト信ジタ次第デアリマス、殊ニ又特別議員ハ今日マデノ經過ニ見マス、總會ノ時ニ餘リ出席ニナラヌ人ガ多イノデアリマスカラ、是ハ當時ノ方ガ寧ロ宜シイト考ヘテ、此制度ヲ改正シタ次第デアリマス、ソレカラ第六ニハ定款ニ於キマシテ、商業部工業部ト云フモノヲ設クルコトノ出來ルヤウニ致シタノデアリマス、即チ是ハ法規ニモ書イテアリマス、ト申シマスノハ商業ニ關スル事ハ商業部ニ於テ意見ヲ發表ヲシ、取調ヲシ、工業ニ關スル事ハ、工業部ニ於テ意見ヲ發表ヲシ、取調ヲスルト云フ、是ガ斯道ニ最モ近キ、サウシテ專ラ經驗或ハ其他ノ利害關係ヲ有シテ居リマスカラシテ、斯クシタ方ガ能率ヲ舉ゲル、斯ウ云フ考ヲ持ツテ居リマス、現在今日デハ此制度ガ無クテモ、所ニ依テハ事實上ニ於テ商業部工業部ヲ設ケテ、色々ノ關係ヲ調査ヲヤツテ居ルヤウナ次第デアリマスカラシテ、是ハ自然ニ事實ガ必要ヲ生シタヤウナ次第デアリマスカラシテ、寧ロ之ヲ法文ニ明カニシテ、サウシテ各部ノ意見ヲ徵セシメタ方ガ宜シイ、

斯ウ云フ考デ設ケタノデアリマス、併ナガラ是モ必シモ設ケナケレバナラスト云フ次第デハナイノデアリマス、所ニ依テハサウ云フ必要ガナイ所モアルニ相違アリマセヌ、其時ニハサウ云フモノヲ設ケナクテモ宜シイ、併シ現ニ設ケテアルヤウナ現在ノ法律ニ於テモ、設ケテアル所ハ、必ズヤ設ケラレル必要ニ迫ッテ來ルダラウト信ジマシタカラ、斯ク法律ヲ以テ此事ヲ明記シタ次第デアリマス、第七ニハ役員ノ選舉員ヲ入レルコトガ出來ナカッタ、即チ言換ヘマス、議員ガ即チ役員ヲセナケレバナラスコトニナツテ居タノデアリマスガ、其役員中デ會頭、副會頭、是等モ當然議員カラ選バレマシタノデアリマスガ、議員カラ選ブト云フノガ本則デアリマス、其商工會議所ニ屬スル選バレタル議員ノ中カラ、會頭、副會頭ヲ選ンデ、サウシテ會務ノ整理ニ當ラシムルト云フコトハ當然デアリマス、是亦自治機關ノ發達ノ上ニ於テ、サウシナケレバナラスノデアリマス、當局ハ此點ハ飽迄モ尊重シテ居リマス、又之ヲ原則ト致シテ居リマス、併ナガラ實際ニ於テ見マス、動トモスレバ所ニ依テ定員議員ノ中カラ、扱テ會頭副會頭ヲ得ヤウトスルト爭ヒガ起ル、サウシテ爭ヒガ起ッタ結果、商工會議所ノ機能ヲ十分ニ發達スルコトガ出來ナイト云フヤウナ虞ガナイデモナイ、今日迄

ノ經驗カラ見マスルト、其時ニハ寧ロ
爭ヒ其他ノ事情ノ爲ニ、議員内ニ限ッテ
置クヨリハ、議員外ヨリ會頭副會頭ヲ
迎ヘテ却ッテ商工會議所ノ發達機能ヲ
十分ナラシムルト云フ事實ガアル場合
ニ於テハ、サウシタ方ガ私ハ宜シイ、此
點ニ於テハ決シテ商工會議所自治ノ權
限ヲ阻害スルモノデモナケレバ、何デ
モナイ、已ムヲ得ザル場合ノ法定デア
リマスカラシテ、原則トシテハ當然議
員カラ會頭、副會頭ヲ選ブ、已ムヲ得ザ
ル場合ニ斯ノ如キ方法ヲ設ケテ、サウ
シテ完全ナル圓滿ナル發達ヲ期スル次
第デアリマス、此意味合ニ於テ今度ハ
此規定ヲ設ケタ次第デアリマス、第八
ニハ帝國商工會議所ノ制度、今日商業會
議所聯合會ガアリマス、併シ法制上ニ
ハ認メテナイ、今度帝國商工會議所ト
云フモノヲ設ケマシタノハ、即チ事海
外ニ關スル場合ニ於テ、多ク海外カラ
日本ノ商業界工業界ノ輿論ヲ聞クコト
ガアリマス、此時ニ於テ何處ノ商業會
議所ニ諮問スルノモ宜シウゴザイマス
ガ、權威ノアル力ノ有ルモノニハ、寧ロ
帝國商工會議所ト云フ一ツノ組織ヲ認
メマシテ、サウシテ之ニ諮問ヲシ、是カ
ラ答申ヲ得タ方ガ、全國ノ商工會議所
ノ商工業ニ對スル意見ノアル所ヲ知ル
ニ最モ簡易デ、便利デ、サウシテ力有ル
ト信ジマシタカラシテ、此制度ヲ設ケ
タ次第デアリマス、貴族院ニ於テハ帝
國商工會議所デハ——更ニ又外國トノ

色ニ交渉ノ場合ニハ、此上ニ何トカ附
ケナケレバナナリナイカ、「ジャッパン」何
トカトカ、詰リ帝國デハ——「インペリ
アル」ダケデハ、外ノ國ニモ帝ガアルノ
ダカラト云フ、斯ウ云フ風ナ意見ガア
リマシタノデ、御尤ノ考ト思ヒマシテ、
寧ロソレヨリハ日本商工會議所トシタ
方ガ宜シイト云フノデ、貴族院ノ修正
デアリマシタガ、當局ニ於キマシテモ
其方ガ宜イト考ヘマシテ、此點ハ日本
商工會議所ト名ヲ改メタノデアリマス、
其内容ハ同一デアアルノデアリマス、
少シモ變テ居リマセヌ、ソレカラ第九
ハ經費及過怠金ノ賦課ニ付キマシテ、
異議ノ申立及行政訴訟ヲ爲スノ途ヲ開
イタノデアリマス、是ハ御承知ノ通り
ニ商業會議所ノ經費ハ強制徵收デアリ
マス、強制徵收デアリマスカラシテ、之
ニ對スル救済方法ヲ設ケルノガ私ハ當
然ナリト思ヒマス、強制徵收ダトハ申
シナガラ、自己ノ信ゼザル不當ナリト
思フ費用マデモ納ムルト云フコトハ、
私ハ當ヲ得ナイコトトハ思フ、今日迄ハ
不當ナリト信ジテモ、其理由ヲ訴ヘル
途ガ無カタノデアリマス、今回ハ此不
當ヲ訴ヘル新シイ途ヲ開キマシテ、異
議ノ申立訴訟及行政訴訟ヲ爲スト云フ
コトニシタ次第デアリマス、ソレカラ
第九ハ從來ハ餘リニ商業會議所ノ——
今回ノ商工會議所ノ此自治ノ事務ニ對
シテ、當局ガ監督ノ程度ヲ超エヤセナ
カタカト云フ懸念ガアッタノデアリマ

ス、自治ハ矢張自治體自體ノ發意ニ依
テ發達セシメタ方ガ、最モ圓滿ニ其能
力ヲ發揮スルモノナリト思フ、所ガ從
來ニ於キマシテハ、色々ノ事ニ付キマ
シテ一々此點ニ對シテハ認可ガ要ル、
此點ニ對シテハ許可ガ要ルト云ウテ、
其自然ニ發達スベキ自治ノ精神ヲ、法
律ヲ以テ抑ヘタ傾ガナイデモナイ、隨
ヒマシテ今回ハソレ等ノ制度ヲ大體ニ
於テ廢止シマシテ、商工會議所ノ自治
ノ發達ヲ、其自治自體ノ意思表示ニ任
セルヤウニ致シタ次第デアリマス、其
點ノ主ナルモノヲ申上ゲマス、從來
ハ會議所ヲ設立シマスストキニハ、設立
發起ノ認可ト云フモノガアッタノデア
リマス、今日ハ之ヲ廢シタ譯デアリマ
ス、苟モ設立認可ヲ得ル以上ハ、其先キ
ニ發起マデノ認可ヲ得ル必要ハナイ、
ソレカラ第二ニハ役員選任ノ認可ガア
リマシタガ、既ニ役員ガ相互ノ選舉ニ
依テナル以上ハ、之ニ認可スルシナイ
ト云フコトハ、却テ自治ニ干渉スル虞
ガアリマスカラ、是モ廢シタ、ソレカラ
議員ノ解任ノ認可モ是モ同様デアリマ
ス、過怠金ノ賦課ノ認可、是モ同様デア
リマス、ソレカラ選舉權被選舉權ノ停
止ノ認可、是モ同様デアリマス、ソレカ
ラ營造物ノ設立、管理、其他商工業ノ發
達ヲ圖ルニ必要ナル施設ヲ爲スノ認
可、細カイ所マデ一々認可ヲ受ケナケ
レバ仕事ガ出來ヌト云フノハ、ドウシ
テモ自治ノ機能ヲ十分ニ發揮セシムル

コトガ出來マセヌカラシテ、今回ハ是
等ノ點ニ對シテ、全部廢止ヲ致シマシ
テ、自治權ノ自由ノ考ニ任セルコトニ
致シタ次第デアリマス、大體ノ改正ノ
主ナル説明ハ今申上ゲマシタヤウナ次
第デアリマシテ、概論シテ申シマスル
ト、今日迄ノ商業會議所ノ活動振ガ鈍
イ、ソレデ此際商業會議所ノ活動ヲ十
分ニ發揮セシメナケレバナラヌト云フ
輿論ニ鑑ミ、又實際ニ鑑ミマシテ、無論
商工會議所ノ自治ノ活動ニ待タナケレ
バナリマセヌガ、同時ニ又法制上ノ缺
陷モ之ニ伴ウテ居ルト信ジマシタ結
果、今申上ゲマシタヤウナ點ヲ改正致
シタ次第デアリマス
○倉元委員 一寸御尋ネシマスガ、今
ノ御説明ヲ一寸聽漏シマシタガ、十項
目アリマスガ、其中ノ第四ト第五ハ何
デスカ
○野村政府委員 第四ハ人頭割ノ選舉
廢止、第五ハ特別議員ノ制度ヲ廢止シ
テ顧問ヲ置クコトデス
○倉元委員 本日ハ同僚ノ委員モ甚ダ
少數デゴザイマスカラ、此程度デ御切
上ゲ下サイマシテ、明日午前十時カラ
御開キヲ願ヒタイト思ヒマス
○西委員長 ソレデハ速記ノ都合ガア
ルサウデゴザイマスカラ、二十二日午
前十時カラ開會スルコトニ致シマス、
本日ハ是ニテ散會致シマス
午後一時五十二分散會

昭和二年三月十八日印刷

昭和二年三月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社